

# 令和3年1月 四万十市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年1月12日(火) 午後2時30分～午後4時15分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
3	井上 靖好	11	伊勢脇精藏	17	尾崎 征洋
4	加用 雅啓	12	土居 忠栄	18	福留 宣彦
6	谷崎 容子	13	清水 優志		
7	遠地 美千代	14	新玉 年一		
8	弘田 美和	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之
2	武井 健治	6	山口 昇彦
3	小野 芳夫	8	竹村 光一
4	濱田 正史		

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	5	安藤 久徳	9	山本 官
19	畠中 温喜				

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	田邊 次男				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	岡本 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～4番)  
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)  
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～5番)  
 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達について(1番)  
 第5号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)  
 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～4番)  
 第7号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)

報告事項

その他

7 連絡事項

◆議 長（福留会長）

只今から令和3年1月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号5番 安藤 久徳 委員、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、田邊 次男 委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号13番 清水 優志 委員、議席番号14番 新玉 年一 委員をお願いします。それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1。土地の表示は、大字具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦14年の74歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は96aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。申請地は、一部農業用の水をくみあげるためのポンプ小屋がありますが、譲受人が取得後は、周りに土を入れてみかんや柿等の果樹を植える予定とのことです。

また、申請地周辺に農地はありません。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦15年の41歳の専業農家で、農作業への従事日数は300日となっております。労働力は、譲受人と農作業暦11年の父と、農作業暦15年の母の3人です。農機具につきましては、管理機、トラクター、軽トラック、運搬機、洗浄機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は38aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。地の表示は、大字 名鹿 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の60歳の兼業農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。

耕作面積は 84 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号 4。土地の表示は、大字 川登 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者においても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 30 年の 53 歳の専業農家で、農作業への従事日数は 200 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 5 分の距離となっております。耕作面積は 191 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。また、申請地取得後は埋め立てを行い、譲受人が耕作していく予定ですが、申請地を含む周辺一帯に形状変更届が提出されており、周りも同じ高さまで埋め立てられるため、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇中村・具同・東山地区 宮地委員

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

「2 番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 3 番 井上委員 (東山・下田地区担当)

私のハウスの近くに申請地があります。長年誰も作っていない、荒れていた所ですが小さなユンボを持ってきて木を除けて今見るとすぐにでも耕作できるような状態となっております。何の問題もありませんのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

議席番号 19 番 下田地区担当の畠中委員は欠席ですが、事務局に「問題なし」との連絡があったとのこと  
です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員 (下田・八束地区担当)

井上委員が説明したようにきれいに整地をしています。今年はまだ耕作は出来ないと思いますが、来年度は生  
姜を植えるとのことですので問題ないと思います。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 4 番 加用委員 (八束地区担当)

申請地の状況は現在畑として耕作されており、譲受後は譲受人が引き続き畑として耕作していくとのこと  
です。周辺地域との関係も問題ありません。よろしくお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員 (下田・八束地区担当)

ありません。

◆議 長 (福留会長)

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 8 番 弘田委員 (大川筋地区担当)

ここは国道沿いの土地ですが川に近くて大変低い土地で埋立ての予定地になっています。現在休耕している筆  
もありますが埋立て後、水田として使用できない所は仏手柑を植える予定です。譲受人は地域の数少ない担い手  
の水田耕作者の一人ですので、武井推進委員と調査をして申請を認めてもらいたいと思いました。よろしくお願  
いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

12月25日に弘田委員と現地確認に行きました。今説明がありましたとおり土地は低いですが、埋立ててきちんと耕作していくということです。仏手柑なども植えるとのことですので形としてはいい畑になるだろうと感じました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案書は3ページになります。

番号1 土地の表示は坂本字オホギ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、会長と事務局で現地に向かい、八束地区担当の加用委員と申請人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度墓地をつくるものです。場所については坂本橋から250mほど南東方向に位置する農地です。申請地の隣地は市道と農地ですが農地所有者からは転用の同意を得ています。雨水の排水は自然浸透です。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということとなります。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

先ほどの事務局の説明どおり何の問題もないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございますか？

◇小野委員（下田・八東地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございますか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございますか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案書は4ページになります。

番号1 土地の表示は平野字中谷 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と申請人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については星空観測広場駐車場から50mほど北側に位置する農地です。申請地の西側は原野、北側と南側は宅地、東側は幅員4mの県道を挟んで宅地となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し県道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということとなります。

続きまして番号2 議案書記載の地番ですが、一部誤りがありましたので別紙のとおり訂正します。よろしく申し上げます。土地の表示は西土佐西ヶ方クルミダバ、以下地番等、申請者、転用事由等とも議案書記載のとおりです。12月18日、副会長、事務局で現地に向かい、地元の桑原委員と申請人代理の立会いのもと現地

確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

この度、防災対策を目的とした資機材置き場を造成するという申請です。申請地は西土佐西ケ方で、場所につきましては、高知県と愛媛県県境にある農地になります。申請地の東側は国道、北側は愛媛県県境、西側は山林、南側は農地であり、農地所有者からは転用の同意を得ております。雨水の排水に関しましては、排水路等の設置や既存の排水溝とも併用して周辺農地に雨水流入などの被害が出ないようにします。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号3 土地の表示は平野字神山 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と現地確認を行いました。タブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については平野神社から公衆用道路を挟み北側に位置する農地です。申請地の東側は農地、西側は宅地と農地であり、隣接農地についてはそれぞれの所有者から転用の同意を得ています。南、北側は公衆用道路となっております。また雑排水に関しては敷地内に合併浄化槽を設置し、南側公衆用道路の既設の排水路に接続し排水します。排水路の使用にあつては所有者から使用の同意を得ています。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号4 土地の表示は平野字大人 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。タブレットの9、10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場をつくるものです。場所については平野集会所から南西方向に280mほど行った所に位置する農地です。申請地の西・南・北側は原野、東側は幅員1.7mの道と原野です。また雨水の排水は自然浸透による処理です。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということでもあります。続きまして番号5 土地の表示は渡川三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、会長と事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。タブレットの11、12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸の共同住宅を建築するものです。場所については赤鉄橋具同側たもとから清水方面への321号線の堤防右側下の市道を450mほど行った所で西方向へ150mほどの所に位置する農地です。申請地の西側は幅員4mの市道と宅地、東、南側も宅地です。北側は農地であり所有者から転用の同意を得ています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、市道内に側溝を設置することで市まちづくり課と協議済みです。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種住居地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・3・4番の関係委員」の畠中委員ですが、本日欠席であり、事務局の方へ「問題ない」との連絡がありました。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

1・3・4番について問題はありません。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ヶ方地区担当）

12月18日遠地委員と現地確認を行いました。地目は畑であります。特に耕作した状態でもなく草を刈った状態でした。周りは栗畑ですが資材置き場になっても影響はないものと思います。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐西ヶ方地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明のとおりです。雑排水についても市との協議が成り立っているということで問題ないと思います。近くにも譲受人の申請がでているところがありますが、同様だと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）



以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案書は6ページになります。

事業計画変更の番号1 土地の表示は渡川三丁目 以下地番等、申請者、変更事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、会長と事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。タブレットの13、14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。場所については農地法第5条申請番号5の申請地の隣地です。前回、賃貸住宅4棟の建築を行うことで転用の許可を得ていましたが、今回建物の種類及び建築棟数の変更を行うものです。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

過去に5条申請が出ていた時にも現地を見まして、今回これは建築棟数の変更ということですので問題ないと思います。よろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案の農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第5号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は7ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 西土佐大宮 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、12月18日、副会長、事務局で現地に向かい、西土佐大宮地区担当の篠田新生委員、願人代理人の立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15、16、17ページをご覧ください。当該地は西土佐大宮で、下シンカイ611番3、614番2は、大宮郵便局から北西に約300メートルの場所に、へ井ノクチ1714番1、1715番は、大宮郵便局から北西に約1300メートルの場所にあります。

下シンカイ611番3、614番2及びへ井ノクチ1714番1は、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

しかし、へ井ノクチ1715番については、耕作放棄されてから10年以上経過しており、作物栽培が困難な自然潰廃の状態となつてはいるものの、住民によって草刈りなどの手入れがされており、農地への復元はそう困難ではないと事務局としては考えています。皆さまのご意見をお伺いしたいと考えております。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、12月25日、会長、事務

局で現地に向かい、願人の代理人、東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの18、19ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 間崎 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、12月25日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、八東地区担当の加用委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの20、21ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号8番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

地区担当の農業委員、推進委員ともに欠席ですので代理で報告します。下シンカイ611番3、614番2、へ井ノクチ1714番1については人為的に転用されてから15年以上経過している農地であり、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地として証明することは可能と考えます。しかし1715番については耕作放棄されてから10年以上経過しているものの現地には栗の木が植えられておまして、草を刈った跡や芝生が敷かれているような状況でした。そのため農地への復元は可能ではないかと考えます。皆様のご意見をお願いします。草はずっと生えているのですが刈られた跡がありまして、果樹園としては使っていける状態だと思います。現在、栗の木が1本ありまして下の方もきれいに刈ってありますが、周辺は原野化しています。それほど広い範囲ではありませんが。

◆議長（福留会長）

番号1につきましては、本日欠席の篠田委員からも意見を預かっておりますので、事務局に代弁をお願いします。

○事務局

第5号議案 番号1について説明いたします。12月18日に関係者等で現地確認を行いました。まず、「字下シンカイ」の611番3及び614番2は、私の知り合いの方の住宅敷地内に属するものということもあり、私が地元の小学校に通っていた頃から庭園として整備されていたと記憶しています。そのため、明らかに20余年以上耕作されておりません。また、庭園ということで巨石なども配されており農地へ復元するには重機をつかった大規模な工事が必要となるため、非農地証明は可能と考えます。次に、「字へ井ノクチ」の1714番1は、養鶏場の敷地として利用されている土地となっております。人為的に転用されてから15年以上経過している農地であり、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地として証明することは可能と考えます。しかし、1715

番については、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、作物栽培が困難な自然潰廃の状態となつてはいるものの、現地には栗の木が植えられており、加えて下草を刈った跡や芝生が敷かれているなど明らかに人為的に管理されている状況でした。そのため、農地への復元は可能な土地ではないかと考えております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

結局、問題はへ井ノクチ 1715 番 79 m<sup>2</sup>の農地が非農地になるか、ならんかでございます。地元委員はちょっと非農地では無理ではないかという意見です。ですから皆さんに本日の総会にかけて意見はどうかということでございます。みなさんの机の上に非農地証明事務処理要領を配っていますので見ていただきたいと思ひます。

○事務局

今回問題になるのはへ井ノクチ 1715 番についてです。他については地元農業委員も問題はないということですが、へ井ノクチ 1715 番については要領の 1 番のウ 10 年以上は耕作放棄されていたようですが、農地への復旧が出来ないと認められる土地であれば、会長名で証明が出せますが、この土地が山林化しているとかではなく、比較的簡単に農地に復元できるのではないかとといったご意見が先ほどの遠地副会長、篠田委員からの説明でござひます。この要領に基づいて判断することになりますが、皆さんの判断をお願いしたいということでござひます。

◆議 長 (福留会長)

非農地証明は現況主義ですので地元の農業委員、事務局、現地調査に行った方が確認して、これは証明として出すことが出来ないと判断すればこういうふうに取り上げてまではやっていなかったんですが、今回は行政書士の方から出してくれとの願ひが事務局にあつて出てきているということは聞いています。

○事務局

何回か前にも大用の非農地証明の件でも皆さんに議論していただきました。議論の採決、決定をしていただくのも皆さんでござひます。地元委員は非農地証明は出せないのではないかとござひます。農業委員には農地を守っていくという責務があるものと思ひますが、当該地の周辺は原野化し、面積も非常に小さい面積です。他に影響を与えることは無く心情的には認めてもよいと思ひ方もいるかもしれません。本当に守っていかなければならないのは基盤整備をした所であつたりと思ひかもしれませんが、ここの判断は個人的な感情とかではなくて農地法に基づき要領の中ではどうなつているのかなどから判断していくべきものと思ひます。そういったことから採決をしていただきたいと思ひます。

◆議 長 (福留会長)

他の委員でご意見はありませんか。

◇議席番号 17 番 尾崎委員 (東山地区担当)

相続人の財産管理人という人がどうして出てくるのですか？

◆議 長 (福留会長)

事務局分かりますか？

○事務局

相続で財産管理人（弁護士）が出てくることについては確認が取れていません。

◇議席番号8番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

田邊推進委員から今朝ほど電話をいただき昔からの知人で、できればこの財産を近所の人に受け継いで欲しいということで、引き受けてくれる人を探しているらしいと。家が建っている人はIターンでその人が引き受けてくれるのが1番いいと思いますが。この土地を一年間さわらずにそのまましておけば荒れて証明を出すことが可能となることは無理ですか？

～～～小 休～～～

～～～正 会～～～

◆議 長 （福留会長）

やはり調査をした地元の委員の権限があると思います。そのための現地調査ですから。ここは栗の木が植わっているんですよね。収穫をしているんですか？

◇議席番号8番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

そうだと思います。

◆議 長 （福留会長）

そうだとしたら非農地証明は無理だということになります。農地として見るしかないです。どうでしょうか？皆さん、いいでしょうか、この案件については非農地証明については出せないということで決定させていただきたいと思います。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

12月25日農業委員会関係者と申請関係者と現地確認を行いました。場所については事務局の説明どおりです。申請の土地については30年以上耕作放棄され、雑木が生い茂り奥の方まで続いております。行くのも困難でした。この先も復元は困難と思いますので問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

現在、現地は山林化しており農地として復元するのは困難と思われま。事務局の説明どおりですのでよろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませ。か、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませ。か。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いよう。です。ので、第5号議案 非農地証明書の交付について、へ井ノクチ 1715 番 1 筆を除いて一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~農業委員《全員挙手》~~~~

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、へ井ノクチ 1715 番 1 筆を除いて原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画(案)について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第6号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は8ページ、農用地利用集積計画書(案)は9、10ページになります。

1番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの22ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年1月8日から令和13年1月7日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。の各要件を満たしております。

つづきまして2番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設

定です。賃貸借期間は令和3年1月8日から令和8年1月7日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

つづきまして3番について説明いたします。借受人は竹島地区において、野菜を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの24ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年1月10日から令和13年1月9日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして4番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく8ページ、農用地利用集積計画書(案)は10ページになります。

それでは4番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は17名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの25ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は令和3年1月8日から令和13年1月7日までの10年間となっております。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

事務局の説明とおりです。1、2番の方は認定農業者でその周辺でも耕作しており、適任者だと思います。よろしくお願いします。

◆議長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員(中筋・東中筋地区担当)

ありません。

◆議長 (福留会長)

「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

この方は前回にも畑を借りて同じような状況でした。今回はイモ類を作るのはよいが、果樹はダメだと言われたそうです。露地でイモ類を栽培するそうです。夫と息子と3人で作ると言っていました。農機具等もあり、隣の土地も借るようにしていたが土地の名義人が亡くなっていたため、また申請するそうです。以上です。

◆議 長 （福留会長）

議席番号 19 番下田地区担当の畠中委員は欠席ですが「問題なし」と事務局に連絡があったとのこと。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八東地区担当）

この方は前からちょこちょこ名前が出る人です。それで前回も言いましたがゴタゴタ地元とともめることがあります。この方は堆肥を作るのです。人家の近くで堆肥を作るのでよう問題になっています。竹島地区で。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

ありません。

~~~~小 休~~~~

~~~~正 会~~~~

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

この土地は借受人が農業公社で本来なら借受人のことも色々調べないといけないのではと思い、一応事務局にも相談しましたが、調べなくてもよいとのことでしたので農地の状況だけを確認してきました。問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？



◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員〈全員挙手〉～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第7号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第7号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、11ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の12ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、計画案の1～21番は古津賀の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの25ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書13ページの借受選定理由書をご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

事務局から私に来たのは土地の確認依頼だけであって、本人に会って聞いていることはしていません。

～～～小 休～～～

～～～正 会～～～

◇議席番号 17 番 東山地区 尾崎委員

借受者は古津賀地区でも一番稲作をしている人ですので問題ないと思います。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

借受選定理由書の名簿の中に既に亡くなっている人がいるので、そのことを事務局に伝えていたが・・・。

○事務局

名簿から削除することが抜けておりました。すみませんでした。

◆議 長 （福留会長）

他の委員でご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

12月総会非農地証明の審議の中で西土佐字下家地シリタカ956番1畑2183㎡の現地確認が推進委員1人と事務局で行った件で、確認方法が農業委員が含まれておらず不十分であるとの指摘がありました。申請地は平成16年の水害により耕土が流失、耕作不能地となり、その後現況原野となったところです。農業委員との現地確認を改めて12月18日副会長、下家地担当の桑原委員、事務局とで行いましたことを報告いたします。

#### ○事務局

前回の総会で利用権設定の賃借料について質問があり、事務局からの回答が出来ていませんでしたのでお答えいたします。借受人の地区では夏に米ナス、冬にナバナを栽培する農家が多く、地区の相場ではこの金額(70,000円/10a)くらいとのこと。地区の相場に基づいて貸付人、借受人の両者が合意のうえ決定した金額であります。

#### ○事務局

農業振興地域整備計画の変更について取下げ願が2件提出されましたので報告いたします。

お手元にお配りしております、別紙の「報告事項 農業振興地域整備計画の変更の取下げについて」をご覧ください。

番号1。関係者及び申請地は、記載のとおりです。番号1につきましては、道路・資材置き場を設置するために農用地区域からの除外申請が提出され、令和2年3月の農業委員会総会にはかり、これを適当と認め市長へ答申しておりましたが、今回計画変更のため、取下げ願が提出されたものです。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

番号2。関係者及び申請地は、記載のとおりです。番号2につきましては、居宅建築のために農用地区域からの除外申請が提出され、令和2年8月の農業委員会総会にはかり、これを適当と認め市長へ答申しておりましたが、当該地への建築を取りやめ、別の土地に建築することとしたため、取下げ願が提出されたものです。なお、番号1、2ともに農業委員会から市長への答申は終わっていますが、農用地区域からの除外は終わっていない段階となっております。以上です。

#### ○事務局

令和2年11月18日付け高知県指令2高農基第5-0231号により5条転用許可を得ていましたが、譲受人住所に誤りがありましたので、四万十市右山340番地7スカイコーポ21103を四万十市右山340番地1スカイコーポ21103に訂正いたしました。

#### ◆議長（福留会長）

最後に、その他委員の方から何かございませんか。

～～～ 意見なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。



四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 1 月 12 日

議 長 福留宣彦

署名委員 清水優志

署名委員 新玉斗一